

長浜市パートナーシップ宣誓により利用可能となる主な行政サービス

※制度の導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しています。

※個別の要件がありますので、ご利用の際は担当課にお尋ねください。

サービスの種類	宣誓書受領証の提示	概要・利用方法等	担当課	連絡先 電話番号
住民票の続柄記載	要	宣誓書受領証の提示があれば住民票の続柄を「縁故者」とすることができます。	市民課	0749-65-6511
住民票の取得	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら取得できます。別世帯は委任状があれば取得できます。	市民課	0749-65-6511
所得証明書の取得	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら取得できます。別世帯は委任状があれば取得できます。	税務課	0749-65-6508
国民健康保険、後期高齢、福祉医療の各種申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら申請できます。別世帯は委任状があれば申請できます。	保険年金課	0749-65-6512
国民健康保険の納付額証明書交付	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら交付できます。別世帯は委任状があれば交付できます。	保険年金課	0749-65-6512
国民健康保険料の減免申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら申請できます。別世帯は委任状があれば申請できます。	保険年金課	0749-65-6512
市営墓地使用权の継承	要		環境保全課	0749-65-6513
火災時のごみの持込申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、申請できます。	環境保全課	0749-65-6513
犬の所有者登録変更届	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、申請できます。	環境保全課	0749-65-6513
災害者見舞金等支給	不要	事実婚等も対象としているため宣誓書受領証の提示がなくても支給できます。	社会福祉課	0749-65-6536
生活困窮者住居確保給付金支給	不要	居住実態による世帯を単位としているため、基準に該当すれば支給できます。	社会福祉課	0749-65-6536
生活困窮者一時生活支援事業	不要	居住実態による世帯を単位としているため、基準に該当すれば支援できます。	社会福祉課	0749-65-6536
生活保護	不要	居住実態による世帯を単位としているため、基準に該当すれば支援できます。	社会福祉課	0749-65-6536
しょうがい福祉に係る各種申請全般	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、申請できます。	しょうがい福祉課	0749-65-6518
軽自動車税減免にかかる生計同一証明書の交付申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら申請できます。	しょうがい福祉課	0749-65-6518
介護認定、介護保険各種申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら申請できます。	介護保険課	0749-65-8252
すこやか出産支援事業補助金の申請	要		健康推進課	0749-65-7759
犯罪被害者等見舞金の支給	要		市民活躍課	0749-65-8711
移住就業支援補助金の申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、同一世帯なら申請できます。	未来こども若者課	0749-65-6371
結婚等新生活支援事業補助金の申請	要		未来こども若者課	0749-65-6371
患者のカルテの開示請求	要		市立長浜病院	0749-68-2300(代表)
入院証明書の申請や発行	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、本人以外は委任状があれば申請できます。	市立長浜病院	0749-68-2300(代表)
罹災届出証明書の申請	不要	パートナーシップ宣誓にかかわらず、申請できます。	防災危機管理課	0749-65-6555
罹災証明書の交付	要		湖北地域消防本部	0749-62-0444
救急搬送証明書の交付	要		湖北地域消防本部	0749-62-0444
防火管理者修了証明書の交付	要	原則、本人交付となっています。ただし、宣誓書受領証の提示があればパートナーにも交付できます。	湖北地域消防本部	0749-62-0444